

神戸学院大学
現代社会学部
教授
かんばら ふみこ
神原 文子

未婚のひとり親への “寡婦控除”適用・考



1949年生、大阪府出身。京大大学院博士後期課程社会学専攻単位取得満期退学。博士(社会科学)。専門は、家族社会学、教育社会学、人権問題。生活者の視点から、現代家族のあり方について調査研究。近著に、『子づれシングルの社会学—貧困、被差別、生きづらさ』(2020年/晃陽書房)、『子づれシングルと子どもたち—ひとり親家族で育つ子どもたちの生活実態』(2014年/明石書店)など。

2020年4月から、「未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(夫)控除の見直し」がされることとなった。主旨は、「すべてのひとり親家庭の子どもに対して公平な税制を実施する観点から、『婚姻歴の有無による不公平』と『男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平』を同時に解消するため」とある。具体的には、①配偶者と離婚や死別したひとり親が対象の「寡婦(夫)控除」を未婚のひとり親にも適用する ②寡婦(夫)控除で、男性のみであった所得制限(所得500万円〔年収678万円〕以下)を女性にも適用する ③寡夫の控除額(現行所得税27万円、住民税26万円)を、寡婦(所得税35万円、住民税30万円)と同額にする、とのことである。

ここで、「平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果」(厚生労働省/2017年)をもとに、ひとり親世帯の現状を概説しよう。

調査時点の世帯数は、母子世帯123万2,000

世帯(全世帯の2.3%)、父子世帯18万7,000世帯(同0.4%)である。母子世帯のなり方では、死別8.0%、離婚79.5%、未婚の母8.7%である。父子世帯では、死別19.0%、離婚75.6%、未婚の父0.5%となっている。

実際のところ、ひとり親世帯の中でも、ひとり親のなり方、就業形態、養育費の有無、子どもの年齢と人数、同居親族の有無などによって、経済状況には相当の開きがある。

母子世帯保護者の81.8%は就業しているが、正規職は全体の44.2%にすぎず、その就労年収は305万円である。対して、非正規職は全体の48.4%にもなり、就労年収は133万円と、正規職の半分以下である。母子世帯のなり方別では、死別186万円、離婚205万円、未婚177万円と、未婚の世帯が一番低い。父子世帯では、保護者の大半が正規職か自営業に就いており、就労年収は、死別525万円、離婚362万円と、母子世帯との差が大きい。

離別のひとり親世帯にとって大きな収入源

となる養育費について見ると、離婚の母子世帯で「現在も受け取っている」のは26.1%にすぎない。未婚の母では7.8%とさらに低く、離婚の父子世帯ではわずか3.3%である。

母子世帯の世帯年収は、死別356万円、離婚350万円、未婚332万円と、就労年収や養育費の受取率の低さなどから、未婚の世帯が一番低い。父子世帯では、死別709万円、離別538万円である。未婚の母子世帯は、ひとり親世帯の中で世帯年収が一番低い上に、寡婦控除が適用されていなかった分、死別や離婚のひとり親世帯と世帯年収額が同じでも、より高い税金や保育料などを払ってきたのである。今回の税制の見直しは、未婚のひとり親世帯に対する差別解消の一步ではある。



とは言え、この度の税制改定について、次のような問題提起をしておきたい。

第1に、未婚のひとり親に離婚や死別のひとり親と同様に「寡婦(夫)」控除が適用されるという運用の妥当性についてである。「寡婦」とは、「死別にせよ離婚にせよ、一度は婚姻関係にあったが現在は配偶者のいない女性」を意味する。そのため、婚姻歴のない未婚の母が「寡婦」に加えられるのは、「寡婦」の語意と矛盾する。なにより未婚の母のなり方は様々であるが、現行の婚姻制度や戸籍制度は家父長制的な性差別を内包しているとして非婚を選択した女性たちも「寡婦」に含まれてしまう。その方々にとって「婚姻歴あり」と“見なされる”ことは、税制改定の名による現行制度の支持の強要にもなりかねない。

第2に、この度の税制改定では、母子世帯における死別と離別の不公平が解消されていな

い点についてである。寡婦控除は、死別の場合は、扶養親族がいなくなっても適用されるが、離別の場合は、扶養親族がいなくなれば打ち切りとなる。ついでに付け加えるならば、死別世帯が受給する遺族年金と離別世帯が受給する児童扶養手当との受給額の差も大きく、前述したように、世帯年収は死別のほうが離婚や未婚よりも高くなっている。

寡婦控除は、第2次世界大戦によって夫を亡くした寡婦が、働きながら子どもを養育する困難を鑑みて、1961年に税制上の優遇策として創設され、離婚した女性も寡婦控除の対象に加えられることとなった。すなわち、婚姻関係によって夫に扶養されることになったが、夫との死別もしくは離別によって、扶養者がいなくなった女性と子どもを支援する制度と言えるが、死別と離別との不公平を温存する意味はどこにあるだろうか。さらに、21世紀の今、男女共同参画社会がめざす女性像に、「寡婦」控除の主旨が適合しているのか疑問である。「寡婦」や「寡夫」は、そろそろ死語にしてもよいのではないだろうか。



筆者は、「子どもを養育しているシングルの生活者」を「子づれシングル」と呼んでいる。それは、ひとり親のなり方、性別、さらには、親と子の血縁関係の有無を問わず、すべてのひとり親と子どもたちが差別されることなく、多様な家族の一形態として社会的に包摂されるべきであると考えからである。とは言え、子づれシングルが子どもを養育するには、種々の困難や負担を避けられない。それ故、すべてのひとり親世帯を対象とした「ひとり親世帯控除」の創設を提起したい。 ■